

第50回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年2月26日(木)午後3時
(開場 午後2時30分)

開催場所 トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room3+4
東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号
丸の内トラストタワーN館11階

決議事項 第1号議案
定款一部変更の件
第2号議案
監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案
監査等委員である取締役3名選任の件

電子提供制度及び議決権行使に関するご案内

当社は電子提供制度に基づくウェブサイトへの掲載に加え、従来通り、株主総会資料を株主様にお送りしております。

また、インターネットによる議決権行使を導入しております。議決権行使の詳細につきましては4ページをご参照ください。

<インターネットまたは書面（郵送）による
議決権行使について>

株主総会に当日ご出席されない場合は、インターネットまたは議決権行使書用紙にて下記期限までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限：
2026年2月25日(水) 午後5時45分

＜目次＞

第50回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	14
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

株主各位

証券コード 6664

2026年2月10日

埼玉県蕨市塚越4丁目12番17号

株式会社オプトエレクトロニクス

代表取締役社長 俵 政美

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.opto.co.jp/ir/events/meetings.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6664/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オプトエレクトロニクス」または「コード」に当社証券コード「6664」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、インターネットまたは本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にて議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年2月25日（水曜日）午後5時45分**までに議決権行使ください。

敬 具

記

① 日 時	2026年2月26日（木曜日）午後3時（開場 午後2時30分）
② 場 所	東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号 丸の内トラストタワーN館11階 トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room3+4 ご来場の際は末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を良くご確認ください。
③ 目的事項	報告事項 1. 第50期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
④ 議決権行使についてのご案内	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成する際に監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

<その他ご注意事項>

- 当日の受付開始は、午後2時30分を予定しております。会場設営のため、該当時間以前でのご入場はご遠慮願います。
- インフルエンザ等の感染拡大防止のため、発熱やせきなどの症状により当日の健康状態に不安がある場合は、事前にインターネットまたは書面にて議決権行使いただき、ご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。
- 製品の展示・デモンストレーション等は引き続き取りやめとしております。
- 接触感染防止の観点から、お飲み物の配布を中止いたします。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
- 今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 株主総会の決議の結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年2月26日(木)午後3時(開場 午後2時30分)

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2026年2月25日(水)午後5時45分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年2月25日(水)午後5時45分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- ① 議決権行使ウェブサイトにアクセス
してください。
- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」
を入力しクリックしてください。

The image shows a screenshot of a web browser displaying the 'MUFG 三菱UFJ信託銀行 株主総会に関するお手続きサイトログインページ'. It features a login form with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), both with placeholder text '(半角)' (Half-width). To the right of the form, two callout boxes point to the input fields: one points to the 'ログインID' field with the text 'ログインID・仮パスワードを入力' (Enter Login ID and temporary password), and another points to the 'ログイン' (Login) button with the text 'ログイン'をクリック (Click Login). Below the form, there is explanatory text about password changes and a note about Adobe Reader.

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

2025年11月28日開催の取締役会で決議いたしました第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）が完了したことを踏まえ、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 本第三者割当後の発行済株式総数が1,500万株となり、現行定款第6条（発行可能株式総数）の上限に達したため、今後機動的な資本政策を行えるよう、これを2,000万株に増加するものであります。
- (2) 本第三者割当に伴う経営体制変更に伴い、現行定款第20条（取締役会の招集および議長）の規定する取締役会の招集権者に取締役会長を追加し、取締役会議長を現行の取締役社長から取締役会長に変更するものであります。
- (3) 本第三者割当に伴う経営体制変更に伴い、現行定款第22条（役付取締役）の規定により、選定することができるものとしていた取締役会長を必置とし、取締役会の決議をもって取締役社長1名及び取締役会長1名を選定することを規定するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1500</u> 万株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>2,000</u> 万株とする。
（取締役会の招集および議長）	（取締役会の招集および議長）
第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長又は取締役会長がこれを招集する。議長は、取締役会長とする。取締役社長及び取締役会長の双方に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)
（役付取締役）	（役付取締役）
第22条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第22条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名及び取締役会長1名を選定し、必要に応じ取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第2号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ヴィクター・チェン 簡 慧祥 (1968年11月28日) ※新任	1998年5月 ヒューレット・パッカード(HP) マーケティング・マネージャー 2001年11月 増你強股份有限公司(ゼニトロン株式会社) アソシエイト・バイスプレジデント 2003年1月 Acer Incorporated 入社 2016年3月 Acer Incorporated Digital Display Business プレジデント 2023年5月 Acer Incorporated 総經理(コーポレート・プレジデント) (現任) (重要な兼職の状況) AOPEN Inc. 会長 AOPEN SmartVision Incorporated 会長 ENKU Capital Inc. 会長 AVerMedia Technologies, Inc. 社外取締役 Embedded City Taiwan Limited 取締役 Posiflex Technology, Inc. 取締役 Apacer Technology Inc. 取締役	-株

(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

簡慧祥氏を取締役候補者とした理由は、Acer Incorporatedにおいてノートパソコン、デスクトップ、ディスプレイ、製品設計やエンジニアリングを含むIT製品のエンドツーエンド管理の監督、半導体部品のディストリビューターである増你強股份有限公司(ゼニトロン株式会社)でアソシエイト・バイスプレジデント、ヒューレット・パッカード(HP)でマーケティング・マネージャーを務めるなど、豊富な経験と見識等を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから、新たに非業務執行取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	ののがき たつや 野々垣 龍哉 (1964年12月5日) ※新任	1987年4月 株式会社東芝 入社 1999年11月 米国 Toshiba America Information Systems, Inc. ストレージ・デバイス・ディビジョン アシスタント・ゼネラル・マネージャー 2005年10月 株式会社東芝 ストレージデバイス事業部 グローバルアカント営業・マーケティング部 部長 2010年5月 台湾 Toshiba Digital Media Network Taiwan Corporation, HDDディビジョン バイス・プレジデント & ゼネラル・マネージャー 2011年11月 東芝ライテック株式会社 海外事業本部 経営企画部 部長 2014年6月 同社 海外事業本部 事業本部長 2015年4月 東芝テック株式会社 リテールソリューション事業グループ 海外営業企画部 部長 2016年2月 米国 Toshiba Global Commerce Solutions, Inc. バイス・プレジデント (Business Planning & Activities) 2019年10月 東芝テック株式会社 経営企画部 シニアマネージャー 2022年4月 同社 ODM事業推進部 副推進部長 2026年1月 当社 取締役会アドバイザー（現任）	一株

(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

野々垣龍哉氏を取締役候補者とした理由は、東芝グループにて25年以上にわたり、日本、米国、欧州及びアジア太平洋地域における経営戦略、営業企画、国際ビジネスのリーダーシップを担ってきたグローバル・エグゼクティブとして豊富な経験と見識等を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	<p>ジェイ・チェン 鄭 傑文 (1971年10月30日) ※新任</p> <p>1995年 1月 Price Waterhouse LLP 監査・事業アドバイザリー 1998年 9月 Moores Rowland International - Taiwan エグゼクティブ・ディレクター 1999年 5月 Koos Group & Affiliates 事業開発アドバイザー 2002年 8月 KPMG Taiwan パートナー 兼 コーポレートファイナンス責任者 2015年 2月 KPMG Corporate Finance Co., Ltd. & KPMG Deal Advisory プレジデント 2017年 6月 Esquare Capital設立 最高経営責任者（現任） 2023年 6月 Posiflex Technology, Inc. 取締役会長 2025年 6月 同社 取締役（現任） (重要な兼職の状況) Esquare Capital 最高経営責任者 Esquare Advisory 理事 Portwell Inc. 取締役会長 Posiflex Technology, Inc. 取締役 ADTEK Electronics Co., Ltd. 取締役 ESQ Incorporated & GDX Holdings Limited 取締役会長 </p>		-株

(取締役候補とした理由及び期待される役割の概要)

鄭傑文氏を取締役候補とした理由は、20年以上にわたりクロスボーダーM&Aの分野で豊富な経験を保有し、国際M&A取引及び企業開発分野での顧問としてAIDC（自動識別とデータ収集／キャプチャ）及びエネルギー・マネジメント業界における業界再編を主導するなど、豊富な経験と見識等を有しております、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから、新たに非業務執行取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	うし き たかし 丑木 崇 (1987年7月1日)	2010年 4月 当社入社 当社開発部 2020年 4月 当社開発部 推進メンバー 2025年 2月 当社取締役（現任）	一株

（取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

丑木崇氏を取締役候補者とした理由は、当社の中核事業である自動認識・画像認識分野において研究開発および製品化に長年携わり、技術競争力と知的財産の強化に貢献してきたことに加え、人事評価制度の設計・運用や経営管理にも実務として関与し、技術とガバナンスを横断的に理解する人材であることから、経営体制移行期における継続性と信頼性を確保し、当社の持続的成長に資することができるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、簡慧祥氏、鄭傑文氏が選任された場合は、各氏と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要是、次のとおりであります。
 (1) 取締役（業務執行取締役を除く。以下同じ。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 (2) 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ソフィア・チェン 陳 玉玲 (1970年9月1日) ※新任	1995年10月 Acer Incorporated 入社 2015年 7月 Acer 汎アジアオペレーション本部 地域財務責任者 2017年 7月 Acer Incorporated 会計責任者（現任） (重要な兼職の状況) Acer Computer (Shanghai) Ltd. 監査役 Acer Gadget Inc. 取締役 AOPEN Inc. コーポレート・ガバナンス担当者 Enrich Investment Incorporated. 会長 Smart Frequency Technology Inc. 取締役 ASPIRE SERVICE & DEVELOPMENT INC. 監査役 Acer Digital Service Co. 監査役 Acer Energy Pack Inc. 会長 Acer Property Development Inc. 監査役 MPS Energy Inc. 監査役 Protrade Applied Materials Corp. 取締役 Acer Fashion INC. 取締役 PECER BIO-MEDICAL TECHNOLOGY INCORPORATED. 監査役 Solming Green Energy Corp. 取締役 Embedded City Taiwan Limited. 監査役	-株

(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

陳玉玲氏を取締役候補者とした理由は、Acer Incorporatedにおいて長年培われた経理・財務における専門知識に基づく実務経験と会社役員としての豊富な見識を有しており、当該知見を活かし、当社の業務執行に対する監督に当たっていただくために、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	やなぎさわ 柳澤 ありひろ (1954年11月19日) <small>※新任 社外</small>	1978年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 1998年12月 朝日監査法人（現：有限責任あづさ監査法人）社員 同法人 ディレクター 2001年4月 株式会社グローバル・マネジメント・ディレクションズ（現：株式会社KPMG FAS）パートナー 2004年4月 株式会社GMDコーポレートファイナンス（現：株式会社KPMG FAS）取締役パートナー 2007年10月 株式会社KPMG FAS 執行役員パートナー 2013年9月 同社 マネージングディレクター 2017年6月 新コスマス電機株式会社 社外監査役 2017年10月 畢馬威財務諮詢股份有限公司（KPMG Deal Advisory Limited, Taiwan）首席顧問 2023年6月 新コスマス電機株式会社 社外取締役（現任）	-株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 柳澤有廣氏を社外取締役候補者とした理由は、M&A、コーポレートファイナンス及びクロスボーダー・アドバイザリーの分野において、40年以上の経験を有する法務・財務の熟練スペシャリストとして豊富な見識を有しており、当該知見を活かし、当社の業務執行に対する監督に当たっていただくために、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	<p>ながおか ひろかず 長岡 広和 (1981年5月23日)</p> <p>※新任 社 外</p>	<p>2005年4月 野村證券株式会社 入社</p> <p>2010年7月 東京海上キャピタル株式会社 (現:ティーキャピタルパートナーズ株式会社) ヴァイス・プレジデント</p> <p>2016年1月 株式会社産業創成アドバイザリー ヴァイス・プレジデント</p> <p>2018年7月 同社 ディレクター</p> <p>2023年5月 合同会社ロングビュー 設立 同社 代表社員（現任）</p> <p>2026年1月 Silicon Catalyst Japan株式会社 パートナー（現任）</p>	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

長岡広和氏を社外取締役候補者とした理由は、日本及び国際市場で約20年の経験を持つ経験豊富な投資銀行及びプライベート・エクイティのプロフェッショナルとして豊富な見識を有しており、当該知見を活かし、当社の業務執行に対する監督に当たっていただくために、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柳澤有廣氏、長岡広和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、陳玉玲氏、柳澤有廣氏、長岡広和氏が選任された場合は、各氏と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要是、次のとおりであります。
(1) 取締役（業務執行取締役を除く。以下同じ。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
(2) 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないとき有限るものとする。
4. 柳澤有廣氏、長岡広和氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

事業報告 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年12月1日～2025年11月30日）の世界経済は、ロシア・ウクライナ戦争、ガザ地区での紛争の長期化などの世界情勢のもと、中国の景気が構造的な内需不足により足踏み状態にあるほか、米国の関税率の引上げや政策不確実性の高まりによる不透明感から、世界経済の成長率低下が見込まれる状況となっております。自動認識業界の世界的な状況としては、部品価格が上昇する一方、顧客の設備投資の抑制等により需要が減少していること等から、厳しい状況が続いておりましたが、当社グループにおいても、国内の一部顧客から受注が入り始めるなど、主要顧客の在庫調整に改善の兆しが見られる状況となっております。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループは、前年度比で増収となり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも3期続けて赤字計上となったものの、損失額は大幅に縮小しました。

当社グループの売上高は、67億72百万円（前年度比6.8%増）となりました。

セグメントの売上高の内訳は、日本は31億92百万円（前年度比15.6%増）、米国は14億5百万円（前年度比0.0%減）、欧州・アジア他は21億74百万円（前年度比0.0%増）となりました。

日本国内においては、一部の大口顧客から受注が入ったことなどから、売上は前年度比で大幅な増加となりました。米国及び欧州・アジア他においては、一過性の大口出荷があったものの、業界不況のあおりを受け、さらに在庫調整が続いていることから、前年度比ではほぼ横ばいとなりました。

利益面では、営業損失2億54百万円（前年度は5億32百万円の営業損失）、為替差損1億85百万円を計上したうえで経常損失4億21百万円（前年度は6億14百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失2億26百万円（前年度は6億72百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）と、いずれも損失の額が大幅に縮小しました。主な要因は、コスト削減により販売費及び一般管理費が2億76百万円減少したことなどによるものです。

当社単体につきましては、売上高は31億92百万円（前年度比15.6%増）、経常利益は20億9百万円（前年度は1億77百万円の経常損失）、当期純利益は21億14百万円（前年度は1億81百万円の当期純損失）となりました。

地域別売上高及び製品別売上高の状況は、次のとおりであります。

セグメント	第49期（2024年11月期） (前連結会計年度)		第50期（2025年11月期） (当連結会計年度)		増減率(%)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
日本	2,762,113	43.5	3,192,665	47.1	15.6
米国	1,406,129	22.2	1,405,431	20.8	△0.0
欧州・アジア他	2,174,267	34.3	2,174,387	32.1	0.0
合 計	6,342,509	100.0	6,772,484	100.0	6.8

製品	第49期（2024年11月期） (前連結会計年度)		第50期（2025年11月期） (当連結会計年度)		増減率(%)
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	
スキヤナ	2,694,095	42.5	3,208,003	47.4	19.1
ターミナル	1,134,140	17.9	1,147,571	16.9	1.2
モジュールその他	2,514,273	39.6	2,416,909	35.7	△3.9
合 計	6,342,509	100.0	6,772,484	100.0	6.8

<主な製品>



2次元ハンディスキャナ
[L-46XS]



2次元ハンディスキャナ
[L-22XS]



2次元モジュール
[MDI-4700]

(注) 製品の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.opto.co.jp/products.html>) の「製品情報」をご参照ください。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、1億28百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・金型の取得 20百万円

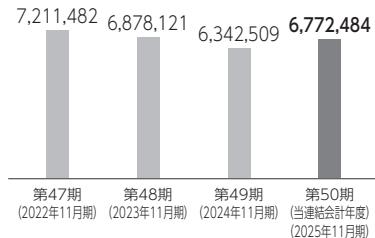
③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達において特記すべき事項はありません。

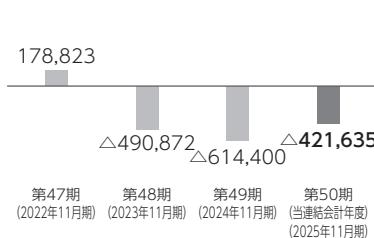
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第47期 (2022年11月期)	第48期 (2023年11月期)	第49期 (2024年11月期)	第50期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
売上高	(千円)	7,211,482	6,878,121	6,342,509
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	178,823	△490,872	△614,400
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△47,538	△815,293	△672,018
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△7.69	△131.97	△108.78
総資産	(千円)	15,157,385	15,564,147	13,513,592
純資産	(千円)	5,885,094	5,567,283	4,901,998
1株当たり純資産額	(円)	952.60	901.15	793.47
				836.80

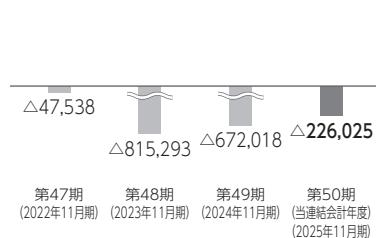
売上高 (単位:千円)



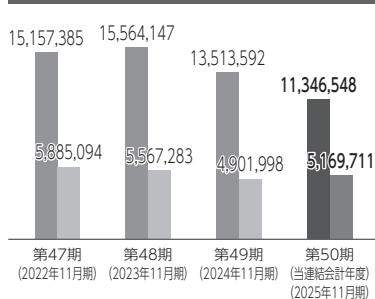
経常利益又は経常損失(△) (単位:千円)



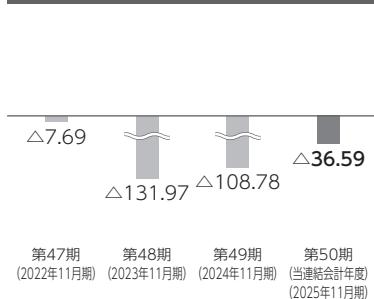
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:千円)



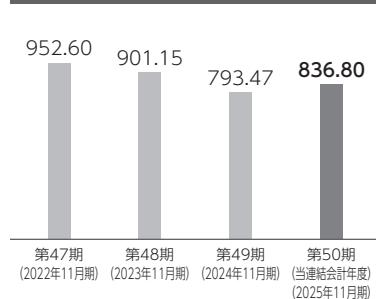
総資産／純資産 (単位:千円)



1株当たり当期純損失(△) (単位:円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北海道電子工業株式会社	50,000千円	100%	自動認識装置の製造及び修理
Opticon Sensors Europe B.V.	544,536ユーロ	100%	自動認識装置の販売
Opticon, Inc.	400,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S.A.S.	44,000ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Ltd.	40,000英ポンド	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensoren GmbH	25,565ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Nordic AB	100,000スウェーデンクローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S.R.L.	51,646ユーロ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Pty.Ltd.	1,020,408豪州ドル	(100%)	自動認識装置の販売
欧光国際貿易（上海）有限公司	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Denmark ApS	80,000デンマーククローネ	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Philippines Inc.	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Latin America	227,000ブラジルレアル	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Vietnam LLC.	200,000米ドル	(100%)	自動認識装置の販売

(注) 議決権比率の()は、間接所有割合です。

(4) 対処すべき課題

当社グループは創業以来、光と電子を高度な技術で融合させながら、画期的な製品を世界に出し、常に新たな領域へと挑戦を続けてまいりました。Only Oneの企業であること、Globalに発展する企業であることを目指し、自動認識業界の中においてトップクラスであることを理念とし、企業基盤の充実をはかり企業価値を高めていく使命があると考えております。

当社グループが属する自動認識業界では、製品の性能・機能面における技術革新が加速し、競合企業との価格面の競争も激しさを増しております。特に、当社グループの海外事業において収益性が低下しており、また、当社グループの連結有利子負債の割合は高い水準にあります。

このような事業環境において、持続的な成長を実現し、より一層の競争優位性を確立していくためには、より高付加価値な製品の開発の加速、より効率的かつ安定的な生産体制の構築、そして製品を顧客に的確に訴求できる販売体制の強化が不可欠であると認識しており、特に海外事業における収益性改善に向けて、事業基盤の強化及び業務効率化による人員規模の適正化を行うことが必要と認識しておりますが、現状は3期連続営業損失を計上するなど財務基盤が不安定であり、それらの取組みに必要な投資を行うことに制約がある状況であります。

当社は、このような中で、財務体質を改善し、将来の持続的成長に向けた投資を実行すべく、日本エイサー株式会社（以下「日本エイサー」といいます。）及びEsquare Vision Limited（以下「Esquare Vision」といいます。日本エイサーとEsquare Visionを個別に又は総称して「割当先」といいます。）への第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することいたしました。

当社は、本定時株主総会において、当社と割当先の合意により割当先が指名した取締役候補者合計7名の選任をお願いしており、本定時株主総会後、新たな経営体制の下で事業計画を見直す予定ですが、本第三者割当による調達資金及び割当先グループの経営資源及びネットワークも活用しながら、以下の課題に取り組んでまいります。

① 自動認識業界における競争力強化に向けた成長投資

自動認識業界における競争力強化に向けて、エッジAIを活用したマシンビジョン技術の開発強化、スキヤナ製品の開発・販売強化、自社工場の生産ライン自動化への成長投資を計画しております。

(注) 「エッジAI」とは、クラウドを介さずに端末機器においてAI処理を行う技術をいいます。

② 台湾事業の拡充と海外事業の構造改革

グループ全体の売上高の過半を占める海外事業について、割当先グループのAcer Inc.及びEsquare Capitalの協力のもと、新製品開発のための投資及び関連投資を行うとともに、人員を増強し、プロダクトマネジメント、エンジニアリング（技術）、ビジネス、及びサプライチェーンの各機能を強化すると同時に、海外事業における開発や管理の業務効率化を実現することで、人員規模の適正化を推進してまいります。

③ 借入金の返済

将来の持続的成長に向けて、資本バッファーの構築による安定的な財務基盤の確立や、将来の成長に向けた資金調達余力の確保・拡大を図ることが急務であり、本第三者割当により取得した資金を有利子負債の一部の早期返済に充当することを計画しております。

(5) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	84 (15) 名	7名減 (2名増)
米国	20 (0) 名	1名減 (-)
欧州・アジア他	60 (0) 名	2名減 (-)
合 計	164 (15) 名	10名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (7) 名	6名減 (2名増)	48.0歳	12.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(6) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,986,626千円
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社日本政策金融公庫	700,000千円
株式会社三井住友銀行	517,958千円
株式会社北海道銀行	420,000千円

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、ステークホルダーとの良好な関係を維持しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。同時に、企業体質の強化と、事業基盤の拡充に必要な内部留保の充実を勘案した、バランスの良い政策を基本方針としております。

しかし、2020年11月期に多額の純損失を計上したこと、2022年11月期から4期続けて純損失となり、当連結会計年度は単体の決算において子会社からの配当金受領により4期ぶりに純利益を計上し、当社単体の債務超過の状態は解消したものの、経営資源を事業活動に集中し業績の向上に努めたく、無配とさせていただきます。当社単体の業績につきましては、29ページの「計算書類 貸借対照表」をご参照ください。

また、次期2026年11月期の配当につきましても、経営資源を事業活動に集中し業績の向上に努めたく、まことに遺憾ながら、無配の予想としております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

継続企業の前提に関する重要な事象等

当社グループは、当連結会計年度において、引き続き営業損失（2024年11月期 532,020千円、2025年11月期 254,842千円）、経常損失（2024年11月期 614,400千円、2025年11月期 421,635千円）、親会社株主に帰属する当期純損失（2024年11月期 672,018千円、2025年11月期 226,025千円）を計上しております。一方で、営業キャッシュ・フローはマイナス（2024年11月期 251,334千円）を計上しておりましたが、僅かながらプラスに転じました。また、一部の取引金融機関からの借入金852,036千円については、現時点では期限の利益の喪失に係る条項を適用する旨の通知を受けていないものの財務制限条項に抵触しております。当該事象により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当該状況を解消するため当社グループは、以下の対応策を実施しております。

- ① 業務人員の縮小、賞与削減による人件費及びその他経費削減
- ② 製造コストを低減した新製品開発及び販売による売上総利益率の改善
- ③ 売価値上げによる売上総利益率の改善

また、資金繰りについては、現金及び預金残高は3,734,650千円と十分であることに加え、各取引金融機関には上記対応策の実施に関する説明と進捗に関する適時の報告を実施し、各取引金融機関とは良好な関係を維持しており、今後1年間の資金繰りに懸念はないと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関して重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2025年11月30日現在)

① 発行可能株式総数	15,000,000株
② 発行済株式の総数	6,578,000株
③ 株主数	4,360名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
俵 政美	1,180,100株	19.10%
株式会社俵興産	613,600	9.93
秋元 利規	325,000	5.26
株式会社 S B I 証券	248,974	4.03
楽天証券株式会社共有口	221,700	3.59
佐野 史和	150,000	2.43
二反田 静太郎	134,900	2.18
神尾 尚秀	120,000	1.94
久保田 正明	90,000	1.46
INTERACTIVE BROKERS LLC	77,800	1.26

(注) 1. 当社は、自己株式を400,048株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分について

当社は、2025年11月28日開催の取締役会において2026年1月7日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行、自己株式の処分及び自己株式の消却（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）を決

議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は8,519,329株増加しております。

(注) 当社は、2026年1月6日付で自己株式97,329株を消却しております。

□ 基準日後株主に対する議決権付与について

当社は、2025年11月28日開催の取締役会において、本定時株主総会に係る基準日後に本第三者割当により株式を取得した株主に対し、本定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしました。本第三者割当により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は次のとおりであります。

株主名	議決権個数	議決権に占める割合
日本エイサー株式会社	58,220個	38.84%
Esquare Vision Limited	30,000	20.01

(注) 議決権総数に対する割合は、2025年11月30日現在の総議決権の数である61,695個に、上記の発行新株式数及び処分自己株式数の議決権数を加算した数を基に算出しており、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	俵 政 美	北海道電子工業株式会社 代表取締役社長
取締役	丑木 崇	
取締役（監査等委員）	田 中 繁 明	北海道電子工業株式会社 監査役 株式会社OAGコンサルティンググループ 取締役 兼 グループ営業本部本部長 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社FOODOAG 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	山 下 和 彦	株式会社チノー 社外監査役
取締役（監査等委員）	五十嵐 裕美子	一般財団法人社会変革推進財団 監事 株式会社ホッタ 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）田中繁明氏、山下和彦氏及び五十嵐裕美子氏の3名全員が社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）田中繁明氏、山下和彦氏及び五十嵐裕美子氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）田中繁明氏は、税理士法人において長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）五十嵐裕美子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、以下の理由により、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - ・監査等委員の全員が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること
 - ・取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていること
 - ・必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていること
6. 2025年2月20日付で、取締役副社長 神尾尚秀氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等の総額

イ. 役員報酬の決定等の方針

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する委員会等は設立しておりませんが、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、以下のとおりです。

A. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考え方から、基本報酬の水準と安定性を重視しており、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。他方、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した業績連動報酬等及び株式報酬導入の必要性も十分認識しており、今後の検討課題とする。

B. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で総合的に勘案して決定するものとする。

C. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については基本報酬の額も含めて取締役会において決議するものとする。代表取締役社長は各取締役の基本報酬の額を取締役会に提案するものとし、上記提案にあたり、社外取締役の適切な関与・助言を求めるものとする。

□. 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	14,625千円	14,625千円	—	—	3名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,400千円 (11,400千円)	11,400千円 (11,400千円)	— (一)	— (一)	3名 (3名)
合 計 （うち社外取締役）	26,025千円 (11,400千円)	26,025千円 (11,400千円)	— (一)	— (一)	6名 (3名)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は2名、社外取締役（監査等委員）は3名であり、上記には、2025年2月20日付で任期満了により退任した取締役副社長1名を含んでおります。

2. 株主総会の決議による報酬限度額（2016年2月25日開催第40回定時株主総会にて改定）

取締役（監査等委員を除く） 年額 200百万円 当該株主総会終結時点の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。
取締役（監査等委員） 年額 40百万円 当該株主総会終結時点の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

3. 当社は、使用人兼務取締役はありません。

4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬は全て社内取締役に対するものであり、社外取締役の報酬について該当事項はありません。

5. 社外取締役（監査等委員）が当社の子会社等から受け取った報酬については、該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の選任基準及び独立性基準の概要

当社では、以下のとおり「社外役員の選任ならびに独立性に関する基準」を定めております。

<社外役員の選任基準の概要>

- A. 会社法上の社外役員の基準に合致していること
- B. 役員としての人格及び見識があり、誠実な職務遂行に必要な意志と能力が備わっていること
- C. 役員としてその職務を遂行するために必要な時間を確保できること

<社外役員の独立性基準の概要>

社外役員に選任された者のうち、以下に該当しない者とする。

- A. 当社議決権所有割合10%以上を保有している者またはその法人の業務執行者、監査役等
- B. 当社、当社の子会社及び関連会社の業務執行者または就任前から10年以内に当社グループの業務執行者であった者
- C. 過去3年間において、当社グループの主要な取引先等またはその法人の業務執行者であった者。主要な取引先とは取引先に対する売上高が当社グループの売上高の10%を占めているかどうか、また当社グループの事業活動に欠くことができないような資金、商品、役務の提供があるかどうかによって判断する
- D. 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人に所属している者または過去3年間に当社グループの監査を担当していた者（現在は退職している者を含む）
- E. 上記に該当しない公認会計士、税理士、または弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- F. 2親等以内の親族が上記A. ~ E. のいずれかに該当する者
- G. 当社の一般株主との間で、上記A. ~ F. の要件以外の事情で恒常的に利益相反が生じるおそれがある者

口. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職の内容	兼職先との関係
取締役 (監査等委員)	田 中 繁 明	北海道電子工業株式会社 監査役 株式会社OAGコンサルティンググループ 取締役 兼 グループ営業本部本部長 株式会社OAGコンサルティング 代表取締役 株式会社FOODOAG 代表取締役社長	北海道電子工業株式会社は当社の子会社であります。 株式会社OAGコンサルティンググループの子会社であるOAG税理士法人と顧問契約を締結しておりますが、当社からの顧問料等の支払額は過去3年間の平均で年間1,000万円未満であります。 その他2社につきましては、当社との間に特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山 下 和 彦	株式会社チノー 社外監査役	株式会社チノーは、当社との間に特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五十嵐 裕美子	一般財団法人社会変革推進財団 監事 株式会社ホッタ 社外監査役	一般財団法人社会変革推進財団及び株式会社ホッタは、当社との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
取締役 (監査等委員)	田 中 繁 明	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	税理士法人において長年培われた経理・財務における専門知識及び会社役員としての経験と見識に基づき、取締役会において経営及び財務に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 下 和 彦	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	金融機関において長年培われた専門知識及び会社役員としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会において経営に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	五十嵐 裕美子	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士として長年培われた法律に関する専門知識並びに民間企業における法律業務、第三者委員会業務等及び会社役員としての経験と見識に基づき、取締役会において法務に関する適切な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において監査結果の報告及び意見交換、重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 当社は取締役会に上程される決議事項及び報告事項のうち重要な案件につき社外取締役に事前に内容を説明し、確認を得ております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,727,047	流動負債	3,413,517
現金及び預金	3,734,650	電子記録債務	135,865
受取手形	510	買掛金	215,847
電子記録債権	734,821	短期借入金	120,018
売掛金	1,081,376	1年内返済予定の長期借入金	2,426,652
商品及び製品	1,494,377	リース債務	716
仕掛品	149,155	未払法人税等	29,875
原材料及び貯蔵品	1,204,752	その他	484,542
その他	350,560	固定負債	2,763,319
貸倒引当金	△23,156	長期借入金	2,715,767
固定資産	2,619,500	リース債務	499
有形固定資産	2,198,179	繰延税金負債	30,878
建物及び構築物	1,274,827	その他	16,174
機械装置及び運搬具	200,229	負債合計	6,176,836
工具、器具及び備品	117,123	純資産の部	
土地	554,178	株主資本	3,589,997
リース資産	1,004	資本金	942,415
建設仮勘定	50,814	資本剰余金	219,136
無形固定資産	263,634	利益剰余金	2,640,888
その他	263,634	自己株式	△212,442
投資その他の資産	157,686	その他の包括利益累計額	1,579,713
投資有価証券	9,901	その他有価証券評価差額金	6,402
繰延税金資産	4,770	為替換算調整勘定	1,573,310
その他	143,014	純資産合計	5,169,711
資産合計	11,346,548	負債純資産合計	11,346,548

連結損益計算書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	6,772,484
売上原価	4,289,408
売上総利益	2,483,075
販売費及び一般管理費	2,737,918
営業損失	254,842
営業外収益	
受取利息	67,876
受取配当金	191
受取賃貸料	15,296
その他	3,288
	86,653
営業外費用	
支払利息	62,414
為替差損	185,696
固定資産除却損	5,032
その他	303
	253,446
経常損失	421,635
特別利益	
訴訟損失引当金戻入額	227,805
税金等調整前当期純損失	193,829
法人税、住民税及び事業税	35,852
法人税等調整額	△ 3,656
当期純損失	226,025
親会社株主に帰属する当期純損失	226,025

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,471,709	流動負債	2,663,653
現金及び預金	975,625	電子記録債務	45,238
受取手形	510	買掛金	209,012
電子記録債権	734,821	短期借入金	120,018
売掛金	392,063	1年内返済予定の長期借入金	2,030,652
商品及び製品	357,584	リース債務	716
原材料及び貯蔵品	740,296	未払金	69,519
前払費用	16,448	未払費用	65,326
未収入金	249,386	未払法人税等	9,751
その他	5,973	未払消費税等	29,706
貸倒引当金	△1,000	前受金	5,330
固定資産	2,619,423	預り金	7,973
有形固定資産	1,792,619	有償支給取引に係る負債	70,408
建物	1,142,025	固定負債	2,286,601
構築物	16,458	長期借入金	2,276,767
機械及び装置	15,374	リース債務	499
車両運搬具	143	長期前受金	9,335
工具、器具及び備品	61,239	負債合計	4,950,255
土地	505,558	純資産の部	
リース資産	1,004	株主資本	1,134,475
建設仮勘定	50,814	資本金	942,415
無形固定資産	261,788	資本剰余金	219,136
借地権	234,040	資本準備金	219,136
ソフトウェア	22,748	利益剰余金	185,366
ソフトウェア仮勘定	5,000	利益準備金	16,467
投資その他の資産	565,016	その他利益剰余金	168,898
投資有価証券	15,901	繰越利益剰余金	168,898
関係会社株式	372,363	自己株式	△212,442
出資金	10	評価・換算差額等	6,402
繰延税金資産	33,736	その他有価証券評価差額金	6,402
敷金及び保証金	143,004	純資産合計	1,140,878
資産合計	6,091,133	負債純資産合計	6,091,133

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	3,192,665
売上原価	2,173,310
売上総利益	1,019,355
販売費及び一般管理費	933,700
営業利益	85,654
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,000,808
受取賃貸料	24,084
その他	3,070
	2,027,963
営業外費用	
支払利息	97,277
為替差損	1,990
固定資産除却損	4,759
その他	232
	104,259
経常利益	2,009,358
特別利益	
訴訟損失引当金戻入額	75,719
	75,719
税引前当期純利益	2,085,077
法人税、住民税及び事業税	3,871
法人税等調整額	△33,736
当期純利益	2,114,942

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月27日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 吉川秀嗣
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 佐伯洋介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行うことについて決議し、2026年1月7日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月27日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 吉川秀嗣
公認会計士 佐伯洋介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの2024年12月1日から2025年11月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分を行うことについて決議し、2026年1月7日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等及び関連部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 独立監査人の監査報告書に記載された強調事項に対する監査結果

独立監査人の監査報告書に記載された強調事項の後発事象についての会計監査人三優監査法人の判断は適当であると認めます。

2026年1月27日

株式会社オプトエレクトロニクス 監査等委員会

監査等委員長（社外取締役） 田中 繁明 印

監査等委員（社外取締役） 山下 和彦 印

監査等委員（社外取締役） 五十嵐裕美子 印

以 上

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room3+4

東京都千代田区丸の内1丁目8番地1号 丸の内トラストタワーN館11階

JR線「東京駅」八重洲北口、日本橋口

東京メトロ丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線「大手町駅」B9b出入口

東京メトロ銀座線・東西線／都営浅草線「日本橋駅」A3出入口



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。